株 主 各 位

東京都中央区日本橋人形町二丁目31番11号

日清紡績株式会社

取締役社長 岩下俊士

第 163 回 定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申しあげます。

さて、本日開催の当社第163回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬具

記

- 報告事項 1.第163期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および掲益計算書報告の件
 - 2 . 第163期(平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)連結貸借対 照表および連結損益計算書ならびに会計監査人および監査役会の連 結計算書類監査結果報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第163期利益処分案承認の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。利益配当金は1株につき5円、当期末時の取締役15名に対する取締役賞与金は7,000万円と決定されました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

なお、変更の内容につきましては、後記「定款一部変更についてのご案内」をご参照ください。

第3号議案 取締役11名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、取締役に指田禎一、岩下俊士、戸田邦宏、竹内康夫、鵜澤 静、恩田義人、榊 佳廣、五十部雅昭、秋山智史、花輪俊哉、加藤紘二の11名が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、秋山智史、花輪俊哉、加藤紘二の各氏は、会社法第2条第15号に 定める社外取締役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案のとおり承認可決され、飯島 悟氏が選任されました。 これにより、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合には、同 氏が監査役に就任することになります。

なお、飯島 悟氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役の要件を満たしております。

第5号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

本件は、原案のとおり承認可決され、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、当社の取締役(社外取締役は除く)、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権200個(1個当たりの株式数は普通株式1,000株)を上限として無償で発行することと決定されました。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)導入の件本件は、原案のとおり、特定株主等の議決権割合が20%以上となることを目的とする当社株券等の買付行為、または結果として特定株主等の議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為(いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除く)に関する対応方針を導入することについて、承認可決されました。

以 上

本総会終了後開催の取締役会において、代表取締役、役付取締役および執行役員が選定され、それぞれ就任いたしました。

この結果、当社の取締役および監査役ならびに執行役員の新陣容は次のとおりとなりました。

1. 取締役および監査役

取 綺	6 役 会	長	指	田	禎	_	取	締	役	五十	部	雅	昭
代表	取絲	免役	岩	┰	俊	\pm	取	締	役	秋	山	智	史
	役名		П	1.	ix.	_	取	締	役	花	輪	俊	哉
代表	₹取糹 役副	免役	戸	田	邦	宏	取	締	役	加	藤	紘	=
取	締	役	ተተ	ф	康	夫	常勤	監査	役	林		彰	_
取取	締締	1Q 役	鵜	澤	床	静	監	查	役	田	崎	研	=
						用于	監	查	役	宇都	宮	吉	邦
取	締	役	恩	田	義	人							
取	締	役	榊		佳	庿	監	查	役	漆	原	武	彦

- (注) 1. 取締役 秋山智史、花輪俊哉、加藤紘二の各氏は、会社法第2条第15号 に定める社外取締役であります。
 - 2. 監査役 宇都宮吉邦および漆原武彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

2. 執行役員

社 長	岩	下	俊	\pm	上席執行役員 五十部 雅 昭
副社長	戸	田	邦	宏	上席執行役員 間 中 和 男
専務執行役員	竹	内	康	夫	上席執行役員 井 出 義 男
常務執行役員	鵜	澤		静	執行役員 河田正也
常務執行役員	恩	田	義	人	執行役員 石川 明彦
上席執行役員	品	Ш	方	司	執行役員 伊藤 仁
上席執行役員	富	沢	誠-	一郎	執行役員 大賀通宏
上席執行役員	榊		佳	庿	

(注) 印は、取締役を兼務しております。

また、同取締役会において、本総会の第6号議案で承認いただきました、当社株式 の大規模買付行為に関する対応方針(買収防衛策)の導入を決定いたしました。

利益配当金のお支払いについて

第163期利益配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払い渡しの期間 (平成18年6月30日から平成18年7月31日まで)内に、最寄りの郵便局でお受け取り ください。

なお、振込ご指定の方は、ご指定口座への入金をご確認ください。

公告の方法について

本日の定時株主総会における定款変更決議に基づき、当社の公告は、電子公告の 方法にて行うこととなりました。今後、公告は下記アドレスの当社ホームページに 掲載いたします。

なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合 は、日本経済新聞に公告を掲載いたします。

公告掲載アドレス http://www.nisshinbo.co.jp/

以 上

定款一部変更についてのご案内

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

	(下線は変更部分を示します。)
変更前定款	变更後定款
第1章 総 則 (目的)	第1章 総 則 (目的)
第2条 当会社は次の業務を営むことを もって目的とする。	第2条 当会社は次の業務を営むことを もって目的とする。
1.~5.(記載省略)	1.~5. (現行どおり)
6. 各種機械、工具、器具等の 製造及び販売	6. 通信機器、電子・電波・光 及び超音波機器を含む各種 機械、工具、器具等 <u>並びに</u> それらの付属品、材料、部
7. エレクトロニクス関連機器 類の製造及び販売	<u>品等</u> の製造及び販売 7. <u>電子管、半導体その他</u> エレ クトロニクス関連機器類の 製造及び販売
8.~17.(記載省略)	8.~17.(現行どおり)
(新設) <u>18.</u> 前各号に付帯関連する一切 の業務	18. 産業廃棄物処理業 19. 前各号に付帯関連する一切 の業務
(新設)	(機関) 第4条 当会社には、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1.取締役会 2.監査役 3.監査役会 4.会計監査人
(公告方法) 第4条 当会社の公告は東京都において 発行する日本経済新聞に掲載す <u>る。</u>	(公告方法) 第5条 当会社の公告 <u>方法は、電子公告</u> とする。但し、事故その他やむ を得ない事由によって電子公告 による公告をすることができな い場合は、日本経済新聞に掲載 して行う。
第2章 株 式 (<u>株式総数</u>) 第5条 当会社の発行する株式の総数は 371,755千株とする。 但し、株式の消却が行なわれた 場合には、これに相当する株式 数を減ずる。	第2章 株 式 (<u>発行可能株式総数</u>) <u>第6条</u> 当会社の <u>発行可能株式総数</u> は <u>、</u> 371,755千株とする。 (削除)

変更前定款 (新設) (自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条 / 3第		
(自己株式の取得) 第6条 当会社は、商法第211条 / 3 第 1項第2号の規定により、取締 役会の決議をもって自己株式を 買受けることができる。 (1単元の株式の数及び単元未満株券の 不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は 1,000株とする。 (2)当会社は、1単元の株式の数に 満株式」という。)に係力る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。 (2)当会社の単元未満株式の買増しり 第8条 株式(以下「単元未満株式を有下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の買増し) 第8条 株主(実質株主を移む。以に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の買増し) 第9条 特主(実質株主を含む。以に定めるところについてはこの限りでない。 (単元未満株式の費増しするところにかけては一度の限りでない。 (単元未満株式の数と併せて1単元の株式の 放となるところにより、その単元未満、企数とところにより、その単元未満、企数とにでは、その単元未満、企数とは、でないでない。 (単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数と併せて1単元の株式、でない、その単元未満、株式の数と併せて1単元の株式で売り渡すべき旨を請求することができる。 (名義書換代理人、株主名簿等の設置場所) 第9条 当会社は株式につき名義書換代 理人を置く。名義書換代理人及びその事務ないで置とができる。 (2)当会社の株主名簿、実質株主名 清後のに動または記録、生名簿管理人といての様式に関係との決議に、名達管理人といての様式に対してによる。 (2)当会社の株主名簿、実質株主名義書換、定質株主名簿を含む、以下同じ、新様等の権原薄及び株券喪失登録簿に関する事務は、名様主名簿、変し、大田を公告する。 (2)当会社の株主名簿、実質株主名。 第を含む、以下同じ、)、新様第の作成並びに構え置き、その他の株主名簿(実質株主名簿、新株子的権原薄及び、株券喪失登録簿に関する事務は、名様書後、定置、大田の、には、株主名簿管理人に取扱りな、には、大田の、は、株主名簿管理人を置いてに成立でに成立では、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の、大田の		变更後定款
第6条 当会社は、商法第211条ノ3第	(新設)	第7条 当会社は、株式に係る株券を発
不発行	第6条 当会社は、商法第211条/3第 1項第2号の規定により、取締 役会の決議をもって自己株式を	(削除)
第8条 当会社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規定に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数と併せて1単元の株式の数と併せて1単元の株式変数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。 (名義書換代理人、株主名簿等の設置場所) 第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿、実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株子の表書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。第2代株式の名義書換、実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株子の推原簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人に取扱りな、といきのとする。(2) 第を含む。以下同じ。)、新株子の権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、名義書換代理人に取扱りせ、当会社においてはこれを取扱りないものとする。	不発行) 第7条 当会社の1単元の株式の数は 1,000株とする。 (2) 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係力る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについては	(2) 当会社の単元株式数は、1,000 株とする。 (2) 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元末満株式」という。)に係る株券を発行しない。但し、株式取扱規定に定めるところについてはこの限り
所) 第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (2) 当会社の株主名簿、実質株主名 簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の生主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。	第8条 当会社の単元未満株式を有する 株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、株式取扱規定に定め るところにより、その単元未満 株式の数と併せて1単元の株式 の数となるべき数の株式を売り 渡すべき旨を請求することがで	第9条 場会社の単元未満株式を有する 株主(実質株主を含む。以下同 じ。)は、株式取扱規定に定め るところにより、その単元未満 株式の数と併せて <u>単元株式数</u> と なるべき数の株式を売り渡すべ
第9条 当会社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (2) 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、単元未満株式の買取り及び買増し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。 第10条 第10条 第10条 第10条 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 (2) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、共主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わないものとする。		(<u>株主名簿管理人</u>)
い ナ の し ナ フ	第9条 当会社は株式につき名義書換代 理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取 扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (2) 当会社の株主名簿、実質株主名 簿及び株券喪失登録簿は、名義 書換代理人事務取扱場所に備え 置き、株式の名義書換、実質株 主名簿への記載または記録、単 元未満株式の買取り及び買増 し、その他株式に関する事務は 名義書換代理人に取扱わせ、当 会社においてはこれを取扱わな	く。 株主名簿管理人及びその事務取 扱場所は取締役会の決議によっ て定め、これを公告する。 (2) 当会社の株主名簿(実質株主名 簿を含む。以下同じ。)、新株予 約権原簿及び株券喪失登録簿の 作成並びに備え置き、その他の 株主名簿、新株予約権原簿及び 株券喪失登録簿に関する事務は 株主名簿管理人に取扱わせ、当 会社においてはこれを取扱わな

变更前定款

変更後定款

(株式取扱規定)

第10条 株式の名義書換、実質株主名簿 及び株券喪失登録簿への記載ま たは記録、株券の交付及び単元 未満株式の買取り及び買増し、

たは記録、株券の交付及び単元 未満株式の買取り及び買増し、 その他の株式に関する手続及び 手数料はこの定款に定めるもの のほか、取締役会の定める株式 取扱規定による。

(基準日)

第11条 第12条の定時株主総会において 権利を行使すべき株主は毎年3 月31日の最終の株主名簿及び実 質株主名簿に記載または記録さ れた議決権を有する株主とす る

(2) 前項のほか必要ある場合は予め <u>2週間前に</u>公告して臨時に基準 日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会開催の時期)

第12条 当会社の定時株主総会は毎年6 月に招集する。

(2) 臨時株主総会は臨時必要に際してこれを招集する。

(<u>総会の議</u>長)

第13条 株主総会<u>の議長</u>は取締役社長が これに任ずる。

(2) 社長が欠員または事故あるときは、予め取締役会で定めた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(株式取扱規定)

第11条 が手数料は、法令またはこの定 款に定めるもののほか、取締役 会の定める株式取扱規定によ る。

(基準日)

第12条 当会社における定時株主総会の 議決権の基準日は、毎年3月31 日とする。

(2) 前項のほか必要ある場合は<u>収</u> <u>締役会の決議によって、</u>予め公 告して臨時に基準日を定めるこ とができる。

第3章 株主総会

(<u>招集</u>)

第13条 (現行どおり)

(2) (現行どおり)

(招集権者及び議長)

- 第14条 株主総会は、取締役社長が<u>これ</u> を招集し、議長となる。
 - (2) 収締役社長が欠員または事故あるときは、予め収締役会で定めた順序に従って他の収締役がこれに代わる。

(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供)

第15条 当会社は、法務省令に定めるところに従い、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

	变更前定款		变更後定款		
(決議の	D方法)	(決議の方法)			
第14条	総会の決議は法令の定めによる	第16条	総会の決議は法令の定めによる		
	べき場合または本定款に別段の		べき場合またはこの定款に別段		
	<u>一</u> 定めがある場合を除くほか、出		の定めがある場 <u>ーー</u> の定めがある場合を除くほか、		
	席した株主の議決権の過半数を		出席した議決権を行使すること		
	もってする。		ができる株主の議決権の過半数		
	,		をもって行う。		
(2)	商法第343条に定める特別決議	(2)	会社法第309条第2項に定める		
(-/	は、総株主の議決権の3分の1	(-)	特別決議は、議決権を行使する		
	以上を有する株主の出席を要		ことができる株主の議決権の3		
	し、その議決権の3分の2以上		分の1以上を有する株主の出席		
	をもってする。		を要し、その議決権の3分の2		
	2 3 7 1 <u>7 3 0</u>		以上をもって行う。		
			71 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 -		
第15条	(記載省略)	第17条	(現行どおり)		
	()				
(議事録	录)	(議事釒	录)		
第16条	株主総会 <u>の</u> 議事の経過の要領及	第18条	株主総会 <u>における</u> 議事の経過の		
	び結果は議事録に記載し、議長		要領及び結果並びにその他法令		
	並びに出席した取締役が記名捺		に定める事項は、議事録に記載		
	印するものとする。		または記録する。		
					
第	4章 取締役及び取締役会	第	4章 取締役及び取締役会		
(取締役	殳の員数)	(取締役	殳の員数)		
第17条	当会社に取締役 <u>18名</u> 以内を置	第19条	当会社に取締役 <u>14名</u> 以内を置		
	<.		<.		
(取締役	殳の選任)	(取締役	殳の選任)		
第18条	取締役は株主総会において選任	第20条	取締役は株主総会において選任		
	する。		する。		
(2)	取締役の選任には <u>総株主</u> の議決	(2)			
	権の3分の1以上を有する株主		<u>することができる株主</u> の議決権		
	の出席を要 <u>する</u> 。		の3分の1以上を有する株主の		
			出席を要 <u>し、その議決権の過半</u>		
			<u>数をもって行う</u> 。		
(3)	取締役の選任決議は累積投票に	(3)	(現行どおり)		
	よらない。				

変更前定款	变更後定款			
(取締役の任期)	(取締役の任期)			
第19条 取締役の任期は就任後2年内の	第21条 取締役の任期は、選任後1年以			
最終の決算期に関する定時株主	内に終了する事業年度のうち最			
総会終結のときまでとする。	終のものに関する定時株主総会			
	 終結の時までとする。			
(2) 補欠または増員による取締役の	(削除)			
任期は他の現任同役の残任期間	()			
<u></u> とする。				
<u>=</u>				
(取締役会)	(取締役会)			
第20条 取締役会は法令に別段の定めが	第22条 取締役会は法令に別段の定めが			
ある場合を除き取締役会長がこ	ある場合を除き取締役会長がこ			
れを招集しその議長となる。	れを招集しその議長となる。			
(2) 取締役会長が欠員または事故あ	(2) 取締役会長 <u>に</u> 欠員または事故あ			
るときは取締役社長がこれに代	るときは取締役社長がこれに代			
わり、会長並びに社長が欠員ま	わり、取締役会長並びに取締役			
たは事故あるときは予め取締役	社長が欠員または事故あるとき			
会で定めた順序により他の取締	は予め取締役会で定めた順序に			
役がこれに代わる。	より他の取締役がこれに代わ			
	<u>چې د د د د د د د د د د د د د د د د د د د</u>			
(3) 取締役会招集の通知は会日の3	(3) 取締役会招集の通知は会日の3			
日以前にこれを発する。但し緊	日以前にこれを発する。但し、			
急の場合はこの限りでない。	緊急の場合はこの限りでない。			
(4) 取締役会の決議は取締役の過半	(4) 取締役会の決議は取締役の過半			
数出席し、その取締役の過半数	数出席し、その取締役の過半数			
をもってこれを行なう。	をもって行う。			
(5) 取締役会の議事はその経過の要	(5) 取締役会の議事はその経過の要			
領及び結果を議事録に記載し、	領及び結果並びにその他法令に			
出席した取締役及び監査役がこ	定める事項を議事録に記載また			
れに記名捺印する。	<u>は記録し、</u> 出席した取締役及び			
_	<u>ーー</u> 監査役がこれに記名押印または			
	電子署名する。			
(新設)	(6) 取締役の全員が取締役会の決議			
	事項について書面または電磁的			
	記録により同意した場合には、			
	当該決議事項を可決する旨の取			
	締役会の決議があったものとみ			
	なす。但し、監査役が異議を述			
	べたときはこの限りでない。			
	<u></u>			
<u>第21条</u> (記載省略)	<u>第23条</u> (現行どおり)			
				

変更前定款	变更後定款			
(役付取締役)	(役付取締役)			
第22条 取締役会はその決議をもって取締役会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。 (2) 取締役会長は取締役会の議長となり、会議を主宰する。	第24条 取締役会はその決議をもって取 締役会長及び <u>取締役</u> 社長各1名 <u>並びに取締役</u> 副社長若干名を定 めることができる。 (削除)			
(3) 社長は取締役会の決議を執行 し、会社の業務を総覧する。	(2) 取締役社長は取締役会の決議を 執行し、会社の業務を総覧す る。			
(4) 副社長 <u>、専務取締役及び常務取</u> <u>締役</u> は社長を補佐し、会社の <u>常</u> <u>務</u> を執行する。	(3) 取締役副社長は <u>取締役</u> 社長を補 佐し、会社の <u>業務</u> を執行する。			
(5) 社長が欠員または事故あるとき は予め取締役会で定めた順序に より副社長、専務取締役または 常務取締役が代行する。	(削除)			
<u>第23条</u> (記載省略)	<u>第25条</u> (現行どおり)			
(取締役の報酬) <u>第24条</u> 取締役の報酬は株主総会 <u>でその</u> <u>限度を</u> 定める。	(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。			
(新設)	(取締役の責任免除) 第27条 当会社は、会社法第426条第1 項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、取締役会の決議によって、賠償責任額を法令に定める限度において免除することができる。 (2) 当会社は、会社法第427条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金500万円以上で予め定めた額と法令に定める額とのいずれか高い額とする。			

変更前定款	变更後定款
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
<u>第25条</u> (記載省略)	<u>第28条</u> (現行どおり)
(監査役の選任) 第26条 監査役は株主総会において選任 する。 (2) 監査役の選任には <u>総株主</u> の議決 権の3分の1以上を有する株主 の出席を要 <u>する</u> 。	(監査役の選任) 第29条 監査役は株主総会において選任する。 (2) 監査役の選任には <u>議決権を行使することができる株主</u> の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。
(監査役の任期) 第27条 監査役の任期は <u>就任後4年内の</u> <u>最終の決算期に</u> 関する定時株主 総会終結の <u>とき</u> までとする。 (2) <u>補欠による</u> 監査役の任期は <u>前任</u> 者の残任期間とする。	(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 (2) 任期の満了前に退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
(常勤監査役) 第28条 監査役は互選をもって常勤監査 役若干名を <u>定める</u> 。	(常勤 <u>の</u> 監査役) 第31条 <u>監査役会は、その決議によって</u> 常勤 <u>の</u> 監査役若干名を <u>選定す</u> <u>る</u> 。
(監査役会) 第29条 監査役会の招集者及び議長は法 令に別段の定めがある場合を除 き、監査役会の定めるところに よる。	(監査役会) 第32条 監査役会の招集者及び議長は法 令に別段の定めがある場合を除 き、監査役会の定めるところに よる。
(2) 監査役会招集の通知は会日の3 日以前にこれを発する。但し緊 急の場合はこの限りでない。	(2) 監査役会招集の通知は会日の3 日以前にこれを発する。但し <u></u> 緊急の場合はこの限りでない。
(3) 監査役会の決議は法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもって <u>これを</u> 行 <u>な</u> う。	(3) 監査役会の決議は法令に別段の 定めがある場合を除き、監査役 の過半数をもって行う。
(4) 監査役会の議事はその経過の要 領及びその結果を議事録に記載 し、出席した監査役がこれに記 名 <u>捺</u> 印する。	(4) 監査役会の議事はその経過の要領及びその結果 <u>並びにその他法</u> <u>令に定める事項</u> を議事録に記載 <u>または記録</u> し、出席した監査役 がこれに記名 <u>押</u> 印 <u>または電子署</u> <u>名</u> する。

*****	÷ 7.% + 1
変更前定款	変更後定款
<u>第30条</u> (記載省略)	<u>第33条</u> (現行どおり)
(監査役の報酬)	(監査役の報酬 <u>等</u>)
第31条 監査役の報酬は株主総会でその	<u>第34条</u> 監査役の報酬 <u>等</u> は <u>、</u> 株主総会 <u>の</u>
<u>限度を</u> 定める。	<u>決議によって</u> 定める。
(新設)	(監査役の責任免除)
	第35条 当会社は、会社法第426条第1
	項の規定により、監査役(監査
	<u>役であったものを含む。) の会</u>
	社法第423条第1項の賠償責任
	について、取締役会の決議によ
	<u>って、賠償責任額を法令に定め</u> る限度において免除することが
	できる。
	<u>、ことる。</u> (2) 当会社は、会社法第427条第1
	項の規定により、社外監査役と
	の間で、会社法第423条第1項
	の賠償責任を限定する契約を締
	結することができる。但し、当
	<u>該契約に基づく賠償責任の限度</u>
	額は、金500万円以上で予め定
	めた額と法令に定める額とのい
	<u>ずれか高い額とする。</u>
第6章 計 算	第6章 計 算
(<u>営業</u> 年度 <u>及び計算</u>)	(<u>事業</u> 年度)
<u>第32条</u> 当会社の <u>営業</u> 年度は毎年4月1	<u>第36条</u> 当会社の <u>事業</u> 年度は毎年4月1
日から翌年3月31日までの1年	日から翌年3月31日までの1年
<u>し、各期末に決算を行なう</u> 。	と <u>する</u> 。
<u>(利益処分)</u>	(剰余金の配当等の決定機関)
第33条 利益処分については株主総会の	第37条 当会社は、剰余金の配当等会社
<u>承認を得てこれを決するものと</u>	法第459条第1項各号に定める
<u>する。</u>	事項については、法令に別段の
	定めがある場合を除き、取締役
	<u>会の決議によって定める。</u>

変更前定款	変更後定款
(株主配当金) 第34条 株主配当金は毎決算期の最終に おける株主名簿及び実質株主名 簿に記載または記録された株主 または質権者にこれを支払うも のとする。	(剰余金の配当の基準日) 第38条 当会社の期末配当の基準日は、 毎年3月31日とする。 (2) 当会社の中間配当の基準日は、 毎年9月30日とする。 (3) 当会社は、前2項のほか、基準 日を定めて剰余金の配当をする ことができる。
(中間配当) 第35条 当会社は取締役会の決議をもっ て毎年9月30日最終における株 主名簿及び実質株主名簿に記載 または記録された株主または質 権者に中間配当を行なうことが できる。	(削除)
 (除斥期間等)	 (除斥期間等)
第36条 配当金、中間配当金が支払開始 の日から5年を経過した場合は 当会社はその支払いの義務を免 れるものとする。	第39条配当財産が金銭である場合は、 その支払開始の日から5年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。
(2) 配当金 <u>、中間配当金</u> には利息を つけない。	(2) <u>前項の</u> 配当金には利息をつけな い。

以 上